

○富士見市雨水貯留施設設置補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第119号

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水の有効活用及び内水による家屋等への浸水の軽減を図るため、雨水貯留施設（以下「施設」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、自らが所有し、又は占有する市内の住宅、店舗及び事務所等の建築物（排水設備が公共下水道に接続されている建築物のうち、富士見市開発行為等指導要綱（平成30年告示第98号）の規定の適用を受けるもの及び新築のものを除く。）に施設を設置しようとする者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。この場合において、補助対象者が占有者であるときは、施設の設置について建築物の所有者の同意を得るものとする。

(1) 市税その他市の債権に係る徴収金に未納がないこと。

(2) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(3) 他の制度により同種の補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は施設の設置を促進する事業とし、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は当該設置に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、3万円を限度とする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとす

る。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書及び同項第2号の収支予算書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 施設の概要が分かる書類（概要図及び配置図を含む。）

(2) 施設を設置する建築物の所有者を確認することができる書類

(3) 施設の設置に係る同意書（占有者の場合）

(4) 施設の設置に係る見積書の写し

(5) 市税その他市の債権に係る徴収金に未納がないことを証する書類

（事業内容の変更等の様式等）

第6条 規則第6条第1項第1号の規定による変更に係る申請の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第6条第1項第3号の規定による中止又は廃止に係る申請の様式は、様式第4号のとおりとする。

3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、第1項の規定による場合において決定したときは様式第5号により、前項の規定による場合において決定したときは様式第6号により当該申請者に通知するものとする。

（補助金等交付決定・却下通知書の様式）

第7条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

（補助事業等実績報告書の様式等）

第8条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内又は当該事業の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない

い。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書及び同項第2号の収支決算書の様式は、様式第9号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書の写しその他支払を証する書類

(2) 施設の完成写真

(補助金等確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第10号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第10条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第11号のとおりとする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第119号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年8月30日告示第384号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年9月1日から施行する。